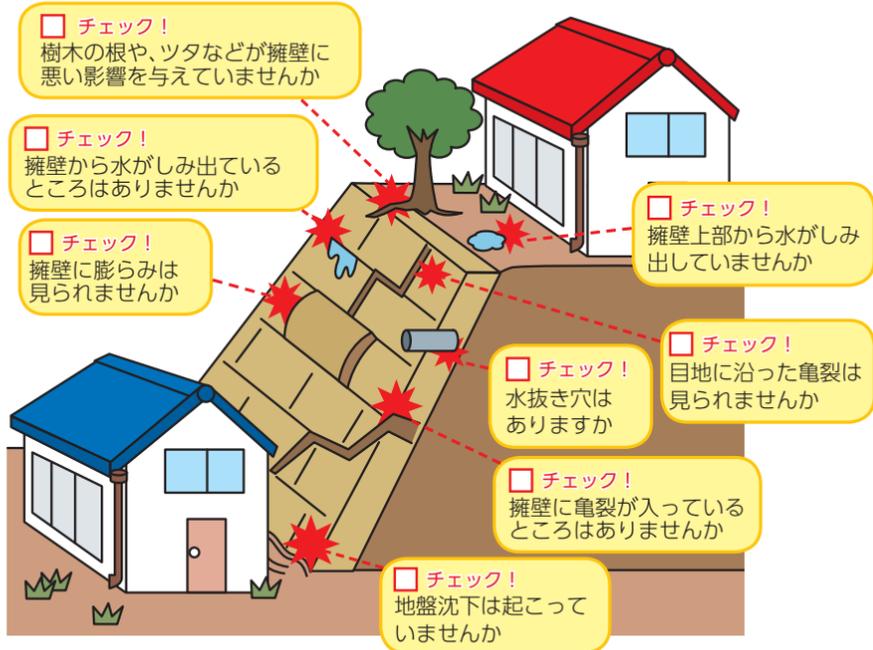


### ⑥がけ・擁壁の点検

台風や集中豪雨等による土砂災害を防ぐため、がけや擁壁を点検しましょう。区では、土砂災害を防止するため、専門家の派遣や安全化対策工事費の助成をしています。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 建築指導課

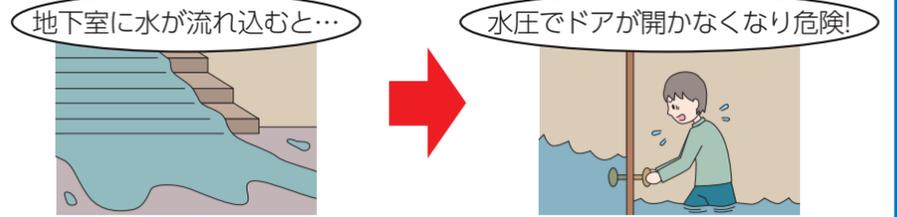
#### 以下の項目の点検を



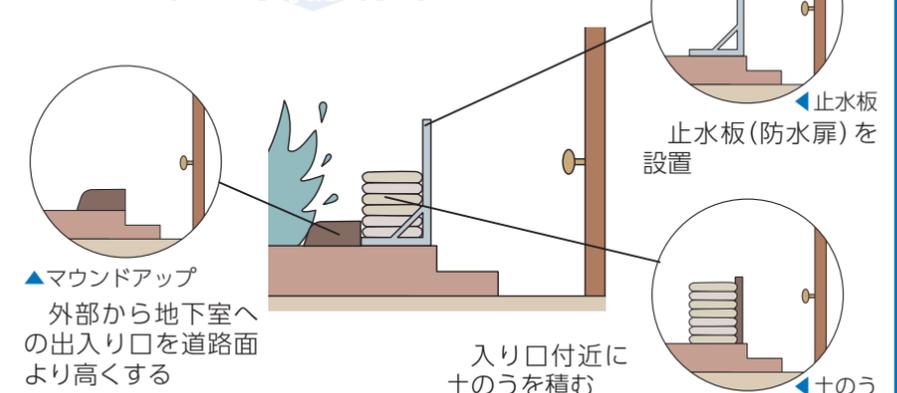
### ⑦地下室の浸水対策

浸水した場合、地下室は水圧でドアが開きにくくなります。浸水する可能性がある場合には、地下室から安全な場所へ避難しましょう。浸水被害を軽減するには、止水板の設置や土のうの準備等の対策が有効です。

問合せ 建築指導課



#### 地下室への浸水対策は以下の対策が有効です



6月15日に発送

## 国民健康保険料納入通知書の発送

住民票上の世帯主に送付します。6月22日(木)ころまでに届かない方は、6月30日(金)までに医療保険年金課国保資格係へご連絡ください。令和4年中の収入の申告(所得税・住民税の申告)が遅れた方、区外で課税されている方、税申告をしていない方は、均等割額だけの納入通知書をお送りする場合があります。令和4年中の総所得金額等が確定し次第、所得割額を含めた保険料を再計算して通知します。税申告をしていない方は、お早めに申告してください。

[HPで詳しく](#)



#### ●納期限

納期限は各納期の末日(土・日曜日等の場合はその翌営業日)です。

#### ●納め方

納入通知書に、1年分の一括納付用と、各納期納付用1期(6月納期分)～10期(翌年3月納期分)の納付書を同封しています。

#### ◆納付書での納付

銀行等金融機関・郵便局・区医療保険年金課・特別出張所・コンビニエンスストアで納められるほか、口座振替・モバイルレジ・ペイジー・電子マネーも利用できます。詳しくは、新宿区ホームページ(右上二次元コード)でご案内しています。

#### ◆年金からの引き落とし(特別徴収)

現在、年金からの引き落としで納付している方は、引き続き8月まで年金から引き落とします。10月以降の納付方法は、7月に区が特別徴収の該当判定を行います。判定の結果、納付書での納付になる方には、7月に国民健康保険料納入変更通知書・納付書を発送します。10月の納付から口座振替を希望する場合は、7月31日(必着)までに口座振替の手続きをしてください。

※後期高齢者医療保険料の納入通知書は、7月14日(金)に発送予定です。

#### ●「あなたのくらしと国保(令和5(2023)年度版)」を発送します

新宿区国民健康保険の制度についてご案内しています。5月15日時点で新宿区国民健康保険に加入している世帯に6月8日(木)に発送します。冊子は、医療保険年金課・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページ(右上二次元コード)でご覧いただけます。



問合せ 医療保険年金課 ▶ 保険料の内容・国保資格係 ☎(5273)4146、▶ 保険料の支払い・納付の相談・納付推進係 ☎(5273)4158、▶ あなたのくらしと国保・庶務係 ☎(5273)3880(いずれも本庁舎4階)

6月12日に発送

## 特別区民税・都民税税額決定・納税通知書の発送

普通徴収の方(個人で住民税を納める方)と年金特別徴収の方(年金から住民税を引き落とされる方)には、6月12日(月)に納税通知書を発送します。

[HPで詳しく](#)



#### ●納期限

第1期の納期限は6月30日(金)です。

#### ◆納付書での納付

銀行等金融機関・郵便局・区税務課・特別出張所・コンビニエンスストアで納められるほか、ペイジー・クレジットカード払い・携帯電話・電子マネーも利用できます。詳しくは、新宿区ホームページ(右上二次元コード)でご案内しています。

※非課税の方に納税通知書は送付されません。

※納期限内の納付が困難な方は、税務課納税係にご相談ください。

#### ◆年金からの引き落とし(特別徴収)

年金から引き落とされる税額を、納税通知書に記載しています。

前年から引き続き年金特別徴収の方は、前年の年税額の6分の1を仮の税額として8月までの年金から引き落とします。

新たに年金特別徴収の対象となった方は、税額の2分の1は、第1・2期の納付書で納めてください。

※10月以降は年税額から納入済税額を差し引いて年金から引き落とします。

#### ●令和5年度住民税の課税証明書等の発行は6月12日(月)から

事前に税の申告が必要です。

申請に必要なもの ▶ 本人が申請…本人確認書類(マイナンバーカード等)、▶ 代理人(家族を含む)が申請…本人からの委任状(新宿区ホームページから取り出し可)・代理人の本人確認書類

費用 1通300円(証明書は全国のコンビニエンスストアでも取得可。コンビニエンスストアで取得する場合の費用は200円)

問合せ 税務課 ▶ 課税内容…課税第一係 ☎(5273)4107・課税第二係 ☎(5273)4108、▶ 税金の支払い・口座振替・証明書発行…収納管理係 ☎(5273)4139、▶ 納税の相談…納税係 ☎(5273)4507・☎(5273)4508・☎(5273)4538(いずれも本庁舎6階)